

令和5年度横浜市予算について

横浜市報第130号 別冊

令和5年第1回横浜市会定例会

目 次

(予算議案)

市第 99 号議案	令和5年度	横浜市一般会計予算	……………	1
市第100号議案	令和5年度	横浜市国民健康保険事業費会計予算	……………	21
市第101号議案	令和5年度	横浜市介護保険事業費会計予算	……………	24
市第102号議案	令和5年度	横浜市後期高齢者医療事業費会計予算	……………	28
市第103号議案	令和5年度	横浜市港湾整備事業費会計予算	……………	31
市第104号議案	令和5年度	横浜市中央卸売市場費会計予算	……………	36
市第105号議案	令和5年度	横浜市中央と畜場費会計予算	……………	41
市第106号議案	令和5年度	横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算	……………	45
市第107号議案	令和5年度	横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算	……………	48
市第108号議案	令和5年度	横浜市公害被害者救済事業費会計予算	……………	51
市第109号議案	令和5年度	横浜市市街地開発事業費会計予算	……………	54
市第110号議案	令和5年度	横浜市自動車駐車場事業費会計予算	……………	60
市第111号議案	令和5年度	横浜市新墓園事業費会計予算	……………	63
市第112号議案	令和5年度	横浜市風力発電事業費会計予算	……………	68
市第113号議案	令和5年度	横浜市みどり保全創造事業費会計予算	……………	71
市第114号議案	令和5年度	横浜市公共事業用地費会計予算	……………	76
市第115号議案	令和5年度	横浜市市債金会計予算	……………	80
市第116号議案	令和5年度	横浜市下水道事業会計予算	……………	83
市第117号議案	令和5年度	横浜市埋立事業会計予算	……………	87
水第 3 号議案	令和5年度	横浜市水道事業会計予算	……………	89
水第 4 号議案	令和5年度	横浜市工業用水道事業会計予算	……………	93
交第 2 号議案	令和5年度	横浜市自動車事業会計予算	……………	96
交第 3 号議案	令和5年度	横浜市高速鉄道事業会計予算	……………	99
病第 2 号議案	令和5年度	横浜市病院事業会計予算	……………	103

令和5年度横浜市一般会計予算

令和5年度横浜市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,902,222,467千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		861,889,000 ^{千円}
	1 市 民 税	464,918,000
	2 固 定 資 産 税	289,906,000
	3 軽 自 動 車 税	3,479,000
	4 市 た ば こ 税	21,875,000
	5 入 湯 税	63,000
	6 事 業 所 税	18,737,000
	7 都 市 計 画 税	62,911,000
2 地 方 譲 与 税		8,658,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,659,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	4,564,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	400,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	1,013,000
	5 石 油 ガ ス 譲 与 税	22,000
3 利 子 割 交 付 金		346,000
	1 利 子 割 交 付 金	346,000
4 配 当 割 交 付 金		6,006,000
	1 配 当 割 交 付 金	6,006,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		4,214,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,214,000
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		1,036,000

款	項	金 額
	1 分離課税所得割交付金	1,036,000 ^{千円}
7 法人事業税交付金		9,539,000
	1 法人事業税交付金	9,539,000
8 地方消費税交付金		91,106,000
	1 地方消費税交付金	91,106,000
9 ゴルフ場利用税交付金		151,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	151,000
10 環境性能割交付金		2,416,000
	1 環境性能割交付金	2,416,000
11 軽油引取税交付金		12,034,000
	1 軽油引取税交付金	12,034,000
12 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		500,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	500,000
13 地方特例交付金		5,245,000
	1 地方特例交付金	5,187,000
	2 新型コロナウイルス感染症対 策地方税減収補填特別交付金	58,000
14 地方交付税		33,000,000
	1 地方交付税	33,000,000
15 交通安全対策特別交付金		837,000
	1 交通安全対策特別交付金	837,000
16 分担金及び負担金		29,851,338
	1 負担金	29,851,338
17 使用料及び手数料		49,082,427

款	項	金 額
	1 使 用 料	38,685,279 ^{千円}
	2 手 数 料	10,397,148
18 国 庫 支 出 金		401,842,875
	1 国 庫 負 担 金	313,278,243
	2 国 庫 補 助 金	87,243,781
	3 国 庫 委 託 金	1,320,851
19 県 支 出 金		110,632,496
	1 県 負 担 金	71,753,420
	2 県 補 助 金	31,238,881
	3 県 委 託 金	7,640,195
20 財 産 収 入		12,305,695
	1 財 産 運 用 収 入	6,446,748
	2 財 産 売 払 収 入	5,858,947
21 寄 附 金		8,995,492
	1 寄 附 金	8,995,492
22 繰 入 金		37,012,344
	1 資 産 活 用 推 進 基 金 繰 入 金	4,202,083
	2 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	14,256,000
	3 都 市 交 通 基 盤 整 備 基 金 繰 入 金	163,165
	4 市 民 活 動 推 進 基 金 繰 入 金	40,000
	5 都 市 整 備 基 金 繰 入 金	671,352
	6 環 境 保 全 基 金 繰 入 金	77,725
	7 社 会 福 祉 基 金 繰 入 金	94,419

款	項	金額
	8 世界を目指す若者 応援基金繰入金	13,000 ^{千円}
	9 協働の森基金繰入金	15,000
	10 動物園基金繰入金	9,000
	11 母子父子寡婦福祉資金会計 繰入金	88,155
	12 学校給食費調整基金繰入金	91,937
	13 学校施設整備基金繰入金	169,000
	14 市庁舎整備基金繰入金	121,508
	15 減債基金繰入金	17,000,000
23 繰越金		1
	1 繰越金	1
24 諸収入		100,719,799
	1 延滞金、加算金及び過料	311,773
	2 市預金利子	1,500
	3 貸付金元利収入	71,691,640
	4 収益事業収入	10,000,000
	5 雑入	18,714,886
25 市債		114,803,000
	1 市債	114,803,000
歳入合計		1,902,222,467

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		3,070,780 <small>千円</small>
	1 議 会 費	3,070,780
2 総 務 費		82,677,040
	1 政 策 費	20,545,187
	2 国 際 費	1,732,306
	3 総 務 費	37,347,436
	4 財 政 費	4,036,448
	5 税 務 費	14,442,367
	6 会 計 管 理 費	1,600,881
	7 人 事 委 員 会 費	295,539
	8 監 査 費	425,546
	9 選 挙 費	2,251,330
3 市 民 費		49,947,900
	1 市 民 行 政 費	20,327,963
	2 地 域 行 政 費	29,619,937
4 文 化 観 光 費		18,071,245
	1 文 化 観 光 費	18,071,245
5 経 済 費		80,626,615
	1 経 済 費	80,626,615
6 こ ども 青 少 年 費		343,501,408
	1 青 少 年 費	23,269,084
	2 子 育 て 支 援 費	212,934,807

款	項	金額
	3 こども福祉保健費	107,297,517 ^{千円}
7 健康福祉費		414,718,108
	1 社会福祉費	50,032,910
	2 障害者福祉費	135,638,661
	3 老人福祉費	17,662,443
	4 生活援護費	134,651,740
	5 健康福祉施設整備費	7,672,087
	6 公衆衛生費	61,787,839
	7 環境衛生費	3,473,284
	8 医療政策費	3,799,144
8 環境創造費		38,678,727
	1 環境総務費	9,342,050
	2 総合企画費	2,094,229
	3 環境保全費	1,112,015
	4 環境活動推進費	840,006
	5 環境施設費	9,492,814
	6 環境整備費	15,797,613
9 資源循環費		42,071,190
	1 資源循環管理費	23,218,063
	2 適正処理費	18,489,153
	3 し尿処理費	363,974
10 建築費		27,532,802
	1 建築指導費	11,346,965

款	項	金 額
	2 住 宅 費	16,185,837 ^{千円}
11 都 市 整 備 費		20,163,027
	1 都 市 整 備 費	20,163,027
12 道 路 費		72,730,583
	1 道 路 維 持 管 理 費	24,901,073
	2 道 路 整 備 費	44,120,731
	3 河 川 費	3,708,779
13 港 灣 費		10,937,369
	1 港 灣 管 理 費	7,805,787
	2 港 灣 整 備 費	3,131,582
14 消 防 費		51,572,770
	1 消 防 費	51,572,770
15 教 育 費		272,912,758
	1 教 育 総 務 費	185,345,803
	2 小 学 校 費	13,971,367
	3 中 学 校 費	6,014,099
	4 高 等 学 校 費	1,032,392
	5 特 別 支 援 学 校 費	1,693,038
	6 生 涯 学 習 費	3,955,531
	7 学 校 保 健 体 育 費	25,351,767
	8 教 育 施 設 整 備 費	35,548,761
16 公 債 費		177,734,726
	1 公 債 費	177,523,532

款	項	金額
	2 第三セクター等改革推進債費 公債	211,194 ^{千円}
17 諸 支 出 金		194,275,419
	1 特別会計繰出金	194,275,419
18 予 備 費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		1,902,222,467

第2表 債務負担行為

1 新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
横浜市立大学金沢八景キャンパスシーガルホール天井改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 300,000 千円
内部経費適正化によるコスト削減支援業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 80,000 千円
横浜州市庁舎幹線ネットワーク設計・構築業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和7年度まで	限度額 150,000 千円
横浜州市庁舎建物総合管理業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和10年度まで	限度額 4,900,000 千円
予算・財務情報管理システム等クラウドサービスライセンス利用契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和8年度まで	限度額 610,000 千円
ふるさと納税寄附管理等業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 400,000 千円
住民記録システム等の標準化対応コンサルティング業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和7年度まで	限度額 140,000 千円
住民記録システム等の標準化対応業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和7年度まで	限度額 2,200,000 千円
戸塚公会堂天井改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 260,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
泉区総合庁舎ESCO事業委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和21年度まで	限度額 880,000 千円
横浜能楽堂大規模改修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和7年度まで	限度額 2,800,000 千円
横浜市中心職業訓練校訓練業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 12,000 千円
青少年交流センター解体工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 180,000 千円
松風学園（日中活動棟）整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 470,000 千円
東部方面斎場（仮称）整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和8年度まで	限度額 18,000,000 千円
公園施設修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 150,000 千円
公園緑地整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 500,000 千円
粗大ごみ収集業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 210,000 千円
焼却工場設備補修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 200,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
鶴見工場受電設備改修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 44,000 千円
保土ヶ谷工場建設工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度 から 令和 12 年 度 ま で	限 度 額 75,000,000 千円
保土ヶ谷工場中継輸送施設建設工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 3,400,000 千円
狭あい道路拡幅整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 200,000 千円
公共建築物長寿命化対策のための修繕業務委託契約等の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 700,000 千円
ひかりが丘住宅住戸改善工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 1,600,000 千円
瀬戸橋住宅外構・児童遊園整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 96,000 千円
洋光台住宅擁壁改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 290,000 千円
中村町住宅建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 1,100,000 千円
さかえ住宅解体・擁壁改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 690,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
尾張屋橋住宅擁壁改修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 16,000 千円
道水路等境界調査業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 86,000 千円
道路用地管理工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 15,000 千円
道路修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 1,900,000 千円
交通安全施設等整備及び補修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 410,000 千円
都市計画道路用地管理工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 81,000 千円
都市計画道路桜木東戸塚線（平戸地区）トンネル工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度 から 令和 13 年 度 まで	限 度 額 10,000,000 千円
河川・水路等修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 58,000 千円
河川整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 390,000 千円
河川事業用地整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 12,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
臨港道路管理修繕業務委託契約等の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 21,000 千円
港湾施設修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 42,000 千円
本牧ふ頭D突堤受電設備整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度 から 令和 7 年 度 まで	限 度 額 150,000 千円
消防署所等LED化ESCO事業委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度 から 令和 11 年 度 まで	限 度 額 240,000 千円
消防団訓練用地整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 64,000 千円
消防本部（別館）整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 2,400,000 千円
教職員庶務事務センター第3期運營業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度 から 令和 10 年 度 まで	限 度 額 2,800,000 千円
旧川合玉堂別邸庭園崖地防災整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 93,000 千円
図書館等LED化ESCO事業委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度 から 令和 12 年 度 まで	限 度 額 200,000 千円
平沼小学校増築工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 310,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
汐見台小学校プール改築工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 220,000 千円
都岡小学校解体工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 76,000 千円
勝田小学校倉庫等建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 160,000 千円
二俣川小学校建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度 から 令和 7 年 度 まで	限 度 額 3,500,000 千円
万騎が原小学校体育館建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 710,000 千円
瀬谷小学校建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 210,000 千円
東野中学校武道場増築工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 130,000 千円
学校施設改修業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和 6 年 度	限 度 額 1,000,000 千円

2 過年度に債務負担行為をしたものの変更

変 更 前			変 更 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
東部方面斎場（仮称）火葬炉築造工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度から令和7年度まで	限度額 2,600,000千円	東部方面斎場（仮称）火葬炉築造工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度から令和8年度まで	限度額 2,600,000千円
横浜市住宅供給公社のためにする損失補償	令和4年4月から令和10年3月まで	借入限度額 2,700,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和10年3月までの間に償還	横浜市住宅供給公社のためにする損失補償	令和5年4月から令和11年3月まで	借入限度額 2,660,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和11年3月までの間に償還
株式会社横浜国際平和会議場のためにする損失補償	令和4年4月から令和9年3月まで	借入限度額 2,340,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和9年3月までの間に償還	株式会社横浜国際平和会議場のためにする損失補償	令和5年4月から令和9年3月まで	借入限度額 1,872,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和9年3月までの間に償還
横浜高速鉄道株式会社のためにする損失補償	令和4年4月から令和25年3月まで	借入限度額 44,138,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和25年3月までの間に償還	横浜高速鉄道株式会社のためにする損失補償	令和5年4月から令和26年3月まで	借入限度額 41,837,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和26年3月までの間に償還
社会福祉法人横浜市社会福祉協議会のためにする損失補償	令和4年4月から令和24年3月まで	借入限度額 6,570,000千円 借入先 市中の金融機関 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和24年3月までの間に償還	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会のためにする損失補償	令和5年4月から令和24年3月まで	借入限度額 6,020,000千円 借入先 市中の金融機関 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和24年3月までの間に償還

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
横浜市立大学貸付金	千円 1,500,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合においては、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
横浜市立大学関係施設整備費	152,000	同 上	同 上	同 上
危機管理施設整備費	129,000	同 上	同 上	同 上
スポーツ施設整備費	757,000	同 上	同 上	同 上
地域施設整備費	1,573,000	同 上	同 上	同 上
文化施設整備費	6,781,000	同 上	同 上	同 上
青少年育成施設整備費	70,000	同 上	同 上	同 上
放課後児童育成施設整備費	59,000	同 上	同 上	同 上
保育所等整備費	248,000	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備費	1,164,000	同 上	同 上	同 上
健康福祉施設整備費	4,884,000	同 上	同 上	同 上
医療関連施設整備費	12,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地球温暖化対策費	千円 126,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
農政推進費	13,000	同 上	同 上	同 上
公園緑地管理費	1,000	同 上	同 上	同 上
公園緑地整備費	8,319,000	同 上	同 上	同 上
車両管理費	514,000	同 上	同 上	同 上
工場費	557,000	同 上	同 上	同 上
し尿処理施設費	49,000	同 上	同 上	同 上
住環境改善事業費	277,000	同 上	同 上	同 上
公共建築物長寿命化対策費	3,179,000	同 上	同 上	同 上
市営住宅管理費	357,000	同 上	同 上	同 上
市営住宅整備費	3,068,000	同 上	同 上	同 上
都市交通費	5,001,000	同 上	同 上	同 上
地域整備費	3,537,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路等管理費	千円 100,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合においては、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
道路等維持費	1,597,000	同	同上	同上
交通安全施設等整備費	150,000	同	同上	同上
道路特別整備費	5,975,000	同	同上	同上
街路整備費	4,603,000	同	同上	同上
道路費負担金	4,511,000	同	同上	同上
河川整備費	576,000	同	同上	同上
港湾施設等維持費	82,000	同	同上	同上
港湾施設等改良費	109,000	同	同上	同上
港湾整備費負担金	2,309,000	同	同上	同上
警防活動施設整備費	253,000	同	同上	同上
消防団施設整備費	583,000	同	同上	同上
消防施設整備費	11,319,000	同	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化財保護費	千円 138,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
学校用地費	492,000	同	同上	同上
小・中学校整備費	9,703,000	同	同上	同上
特別支援教育施設整備費	116,000	同	同上	同上
学校施設営繕費	11,838,000	同	同上	同上
教育施設解体費	297,000	同	同上	同上
水道事業会計繰出金	2,175,000	同	同上	同上
高速鉄道事業会計繰出金	3,550,000	同	同上	同上
臨時財政対策債	12,000,000	同	同上	同上
計	114,803,000			

令和5年度横浜市国民健康保険事業費会計予算

令和5年度横浜市の国民健康保険事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ323,020,354千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		70,835,968 ^{千円}
	1 国民健康保険料	70,835,968
2 一部負担金		8
	1 一部負担金	8
3 国庫支出金		2,513
	1 国庫支出金	2,513
4 県支出金		216,819,073
	1 保険給付費等交付金	216,819,073
5 財産収入		1,052
	1 財産運用収入	1,052
6 繰入金		27,509,681
	1 一般会計繰入金	27,509,681
7 繰越金		7,300,000
	1 繰越金	7,300,000
8 諸収入		552,059
	1 貸付金元利収入	900
	2 雑収入	551,159
歳 入 合 計		323,020,354

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		323,020,354 <small>千円</small>
	1 総 務 費	5,625,644
	2 保 険 給 付 費	317,383,658
	3 基 金 積 立 金	1,052
	4 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		323,020,354

令和5年度横浜市介護保険事業費会計予算

令和5年度横浜市の介護保険事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ328,743,275千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		65,846,939 <small>千円</small>
	1 介 護 保 險 料	65,846,939
2 使 用 料 及 び 手 数 料		103,277
	1 手 数 料	103,277
3 国 庫 支 出 金		70,965,507
	1 国 庫 負 担 金	54,885,586
	2 国 庫 補 助 金	16,079,921
4 支 払 基 金 交 付 金		84,683,589
	1 支 払 基 金 交 付 金	84,683,589
5 県 支 出 金		46,609,117
	1 県 負 担 金	44,082,045
	2 県 補 助 金	2,527,072
6 財 産 収 入		4,472
	1 財 産 運 用 収 入	4,472
7 繰 入 金		58,436,786
	1 一 般 会 計 繰 入 金	50,189,852
	2 基 金 繰 入 金	8,246,934
8 繰 越 金		2,076,761
	1 繰 越 金	2,076,761
9 諸 収 入		16,827
	1 貸 付 金 元 利 収 入	360

款	項	金額
	2 雜 入	16,467 ^{千円}
歳 入 合 計		328,743,275

歳 出

款	項	金 額
1 介 護 保 險 事 業 費		328,743,275 ^{千円}
	1 総 務 費	7,079,091
	2 保 険 給 付 費	304,602,512
	3 地 域 支 援 事 業 費	16,902,752
	4 基 金 積 立 金	148,920
	5 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		328,743,275

令和5年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算

令和5年度横浜市の後期高齢者医療事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,751,276千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		50,324,552 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	50,324,552
2 繰 入 金		41,204,166
	1 一般会計繰入金	41,204,166
3 繰 越 金		123,433
	1 繰 越 金	123,433
4 諸 収 入		99,125
	1 貸付金元利収入	360
	2 償還金及び還付加算金	91,400
	3 雑 入	7,365
歳 入 合 計		91,751,276

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業費		91,751,276 ^{千円}
	1 総 務 費	1,306,508
	2 負 担 金	90,434,768
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		91,751,276

令和5年度横浜市港湾整備事業費会計予算

令和5年度横浜市の港湾整備事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,553,107千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,156,502 ^{千円}
	1 使用料	1,156,502
2 財産収入		23,634
	1 財産運用収入	23,634
3 繰入金		275,409
	1 一般会計繰入金	275,409
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		14,594,261
	1 貸付金元利収入	2,027,792
	2 雑収入	12,566,469
6 市債		13,503,300
	1 市債	13,503,300
歳 入 合 計		29,553,107

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		29,553,107 <small>千円</small>
	1 管 理 費	1,421,906
	2 施 設 整 備 費	13,000
	3 山下ふ頭用地造成等事業費	85,000
	4 新本牧ふ頭整備費	11,124,000
	5 建設発生土受入事業費	6,877,411
	6 港湾施設等整備費貸付金	7,671,300
	7 公 債 費	2,355,490
	8 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		29,553,107

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
新本牧ふ頭第1期地区外周護岸整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 500,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山下ふ頭用地造成等 事業費	千円 148,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
新本牧ふ頭整備費 負担金	5,684,000	同	同上	同上
港湾施設等整備費 貸付金	7,671,300	同	同上	同上
計	13,503,300			

令和5年度横浜市中央卸売市場費会計予算

令和5年度横浜市の中央卸売市場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,807,425千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,473,605 ^{千円}
	1 使用料	1,473,604
	2 手数料	1
2 県支出金		456,747
	1 県補助金	456,747
3 財産収入		577,098
	1 財産運用収入	577,097
	2 財産売却収入	1
4 繰入金		158,421
	1 一般会計繰入金	158,421
5 繰越金		186,989
	1 繰越金	186,989
6 諸収入		521,565
	1 雑収入	521,565
7 市債		2,433,000
	1 市債	2,433,000
歳 入 合 計		5,807,425

歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		5,807,425 ^{千円}
	1 運 営 費	2,453,752
	2 施 設 整 備 費	2,912,940
	3 公 債 費	438,733
	4 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		5,807,425

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
横浜市中央卸売市場本場青果 部施設整備工事請負契約の締 結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和7年度まで	限 度 額 3,700,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本場施設整備費	千円 2,433,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	2,433,000			

令和5年度横浜市中心と畜場費会計予算

令和5年度横浜市中心の中央と畜場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,745,540千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		239,701 ^{千円}
	1 使用料	239,701
2 財産収入		482
	1 財産運用収入	481
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		2,472,859
	1 一般会計繰入金	2,472,859
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		476,497
	1 貸付金元利収入	290,000
	2 雑収入	186,497
6 市債		556,000
	1 市債	556,000
歳 入 合 計		3,745,540

歳 出

款	項	金 額
1 中 央 と 畜 場 費		3,745,540 ^{千円}
	1 運 営 費	2,649,694
	2 施 設 整 備 費	568,000
	3 公 債 費	526,846
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,745,540

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央と畜場 施設整備費	千円 556,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	556,000			

令和5年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和5年度横浜市の母子父子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ521,341千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 貸 付 金 収 入		225,058 ^{千円}
	1 貸 付 金 元 利 収 入	225,058
2 繰 入 金		31,359
	1 一 般 会 計 繰 入 金	31,359
3 繰 越 金		264,868
	1 繰 越 金	264,868
4 諸 収 入		56
	1 雑 入	56
歳 入 合 計		521,341

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		521,341 ^{千円}
	1 貸 付 金	224,727
	2 事 務 費	31,746
	3 公 債 費	176,713
	4 一 般 会 計 繰 出 金	88,155
歳 出 合 計		521,341

令和5年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算

令和5年度横浜市の勤労者福祉共済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ558,030千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 共 済 掛 金 収 入		435,000 ^{千円}
	1 共 済 掛 金 収 入	435,000
2 財 産 収 入		10
	1 財 産 運 用 収 入	10
3 繰 入 金		16,996
	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,996
4 繰 越 金		105,000
	1 繰 越 金	105,000
5 諸 収 入		1,024
	1 雑 入	1,024
歳 入 合 計		558,030

歳 出

款	項	金 額
1 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費		558,030 ^{千円}
	1 運 営 費	557,030
	2 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		558,030

令和5年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算

令和5年度横浜市の公害被害者救済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,151千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄 附 金		3,538 ^{千円}
	1 寄 附 金	3,538
2 財 産 収 入		30
	1 財 産 運 用 収 入	30
3 繰 入 金		20,640
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,292
	2 基 金 繰 入 金	10,348
4 繰 越 金		10,943
	1 繰 越 金	10,943
歳 入 合 計		35,151

歳 出

款	項	金 額
1 公害被害者救済事業費		35,151 <small>千円</small>
	1 運 営 費	34,151
	2 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		35,151

令和5年度横浜市市街地開発事業費会計予算

令和5年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,750,172千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		364,050 ^{千円}
	1 負担金	364,050
2 使用料及び手数料		100
	1 使用料	100
3 国庫支出金		1,544,992
	1 国庫補助金	1,544,992
4 県支出金		11,012
	1 県補助金	11,012
5 財産収入		53,766
	1 財産運用収入	43,766
	2 財産売却収入	10,000
6 繰入金		4,172,035
	1 一般会計繰入金	3,659,935
	2 基金繰入金	512,100
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		216
	1 清算金収入	100
	2 雑収入	116
9 市債		11,604,000
	1 市債	11,604,000

款	項	金額
歳	入	17,750,172 ^{千円}
合 計		

歳 出

款	項	金 額
1 市 街 地 開 発 事 業 費		17,750,172 <small>千円</small>
	1 総 務 費	997,125
	2 事 業 費	14,578,374
	3 公 債 費	2,162,583
	4 旧上瀬谷通信施設地区事業費 充 当 企 業 債 公 債 費	11,090
	5 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		17,750,172

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
旧上瀬谷通信施設地区土地 画整理事業相沢川流域雨水調 整池等整備工事請負契約の締 結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和8年度まで	限 度 額 8,200,000千円
旧上瀬谷通信施設地区土地 画整理事業堀谷戸川流域雨水 調整池等整備工事請負契約の 締結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和8年度まで	限 度 額 1,900,000千円
旧上瀬谷通信施設地区土地 画整理事業大門川流域雨水調 整池等整備工事請負契約の締 結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和8年度まで	限 度 額 2,500,000千円
旧上瀬谷通信施設地区土地 画整理事業既存施設解体工事 請負契約の締結に係る予算外 義務負担	令 和 6 年 度	限 度 額 2,300,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
二ツ橋北部第1期 地区事業費	千円 600,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
綱島駅東口周辺 事業費	1,009,000	同 上	同 上	同 上
旧上瀬谷通信施設 地区事業費	8,629,000	同 上	同 上	同 上
東高島駅北地区 事業費	1,050,000	同 上	同 上	同 上
横浜駅きた西口鶴屋 地区事業費	316,000	同 上	同 上	同 上
計	11,604,000			

令和5年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算

令和5年度横浜市の自動車駐車場事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ350,799千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄 附 金		6,830 ^{千円}
	1 寄 附 金	6,830
2 繰 入 金		236,959
	1 一 般 会 計 繰 入 金	236,959
3 繰 越 金		18,000
	1 繰 越 金	18,000
4 諸 収 入		89,010
	1 雑 入	89,010
歳 入 合 計		350,799

歳 出

款	項	金 額
1 自動車駐車場事業費		350,799 ^{千円}
	1 運 営 費	212,175
	2 公 債 費	133,624
	3 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		350,799

令和5年度横浜市新墓園事業費会計予算

令和5年度横浜市の新墓園事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,425,432千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 942,654
	1 使用料	942,489
	2 手数料	165
2 財産収入		605
	1 財産運用収入	605
3 繰入金		37,923
	1 基金繰入金	37,923
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		150
	1 雑収入	150
6 市債		444,000
	1 市債	444,000
歳 入 合 計		1,425,432

歳 出

款	項	金 額
1 メモリアルグリーン事業費		79,181 <small>千円</small>
	1 事業費	79,181
2 日野こもれび納骨堂事業費		879,251
	1 事業費	878,756
	2 公債費	495
3 舞岡地区新墓園事業費		447,000
	1 施設整備費	436,674
	2 公債費	10,326
4 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		1,425,432

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
舞岡墓園（仮称）整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 490,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
舞岡地区新墓園費 整備備	千円 444,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	444,000			

令和5年度横浜市風力発電事業費会計予算

令和5年度横浜市の風力発電事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,446千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄 附 金		千円 50
	1 寄 附 金	50
2 繰 越 金		51,323
	1 繰 越 金	51,323
3 諸 収 入		48,073
	1 収 益 事 業 収 入	48,060
	2 雑 入	13
歳 入 合 計		99,446

歳 出

款	項	金 額
1 風 力 発 電 事 業 費		99,446 ^{千円}
	1 運 営 費	59,446
	2 予 備 費	40,000
歳 出 合 計		99,446

令和5年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算

令和5年度横浜市のみどり保全創造事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,573,691千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		2,621 ^{千円}
	1 使用料	2,621
2 国庫支出金		1,870,000
	1 国庫補助金	1,870,000
3 県支出金		150
	1 県委託金	150
4 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
5 繰入金		6,754,786
	1 一般会計繰入金	3,848,772
	2 基金繰入金	2,906,014
6 諸収入		5,134
	1 雑収入	5,134
7 市債		3,940,000
	1 市債	3,940,000
歳 入 合 計		12,573,691

歳 出

款	項	金 額
1 みどり保全創造事業費		12,573,691 <small>千円</small>
	1 みどり保全創造事業費	5,649,794
	2 みどり保全事業費	4,738,125
	3 基金積立金	1,000
	4 公債費	2,183,772
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		12,573,691

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
緑地施設修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 3,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
樹林地保全創造費	千円 1,520,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
都市農地保全費	220,000	同	同上	同上
緑化推進創造費	59,000	同	同上	同上
樹林地保全費	2,108,000	同	同上	同上
緑化推進費	33,000	同	同上	同上
計	3,940,000			

令和5年度横浜市公共事業用地費会計予算

令和5年度横浜市の公共事業用地費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,261,252千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 資産活用推進基金収入		^{千円} 2,695,254
	1 資産活用推進基金運用収入	171,401
	2 財 産 収 入	1,924,340
	3 基 金 繰 入 金	599,512
	4 繰 越 金	1
2 都市開発資金事業収入		1,682,423
	1 財 産 収 入	153,286
	2 一 般 会 計 繰 入 金	529,137
	3 市 債	1,000,000
3 公共用地先行取得事業収入		1,883,575
	1 財 産 収 入	1,883,574
	2 繰 越 金	1
歳 入 合 計		6,261,252

歳 出

款	項	金 額
1 資産活用推進基金費		2,695,254 <small>千円</small>
	1 資産活用推進基金積立金	1,405,659
	2 資産活用推進基金保有土地取得費	1,289,595
2 都市開発資金事業費		1,682,423
	1 都市開発資金事業費	1,000,000
	2 公 債 費	682,423
3 公共用地先行取得事業費		1,883,575
	1 公 債 費	26
	2 減債基金積立金	1,883,549
歳 出 合 計		6,261,252

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金事業費	千円 1,000,000	普通貸借の方法により、国から借り入れる。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間を含め10年以内に償還する。
計	1,000,000			

令和5年度横浜市市債金会計予算

令和5年度横浜市の市債金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ484,575,627千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		417,504,627 ^{千円}
	1 他 会 計 繰 入 金	320,689,090
	2 基 金 繰 入 金	96,815,537
2 市 債		67,071,000
	1 市 債	67,071,000
歳 入 合 計		484,575,627

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		484,575,627 ^{千円}
	1 公 債 費	458,166,237
	2 第三セクター等改革推進債 公 債 費	26,409,390
歳 出 合 計		484,575,627

令和5年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------|----------------------------|-------------|----------------|
| (1) 水再生センター | 11 箇所 | | |
| | 年間総処理量 | 583,460,000 | m ³ |
| | 1日平均処理量 | 1,594,000 | m ³ |
| (2) ポンプ場 | 71 箇所 | | |
| | 年間総揚水量 | 256,750,000 | m ³ |
| | 1日平均揚水量 | 702,000 | m ³ |
| (3) 主な建設改良事業 | 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等
整備事業 | 57,943,464 | 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	130,463,786 千円
第1項 営業収益	96,895,160 千円
第2項 営業外収益	33,354,915 千円
第3項 特別利益	213,711 千円

支 出

第1款 下水道管理費	126,511,106 千円
第1項 営業費用	121,241,059 千円
第2項 営業外費用	4,833,917 千円

第3項	特	別	損	失	426,130	千円
第4項	予	備	費		10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 48,349,496 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 42,607,506千円、建設改良積立金取崩額 5,741,990千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 下水道事業資本的収入 73,529,072 千円

第1項	企	業	債	58,925,000	千円					
第2項	補	助	金	14,176,487	千円					
第3項	負	担	金	8,117	千円					
第4項	出	資	金	413,818	千円					
第5項	そ	の	他	資	本	的	収	入	5,650	千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出 121,878,568 千円

第1項	建	設	改	良	費	61,326,614	千円	
第2項	企	業	債	償	還	金	60,538,781	千円
第3項	投				資	3,173	千円	
第4項	予	備	費			10,000	千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中 大 口 径 管 包 括 的 維 持 管 理 委 託	令 和 6 年 度 从 来 令 和 9 年 度 まで	2,400,000 千円

下水道管きよ修繕工事 及び維持管理委託	令和6年度	830,000 千円
ポンプ場修繕工事	令和6年度	500,000 千円
北部汚泥資源化センター 下水汚泥処理設備の 整備及び維持管理	令和6年度から 令和20年度まで	2,100,000 千円
水再生センター修繕工事	令和6年度	1,200,000 千円
下水道整備工事 及び設計・測量等委託	令和6年度から 令和9年度まで	47,000,000 千円
エキサイトよこはま 龍宮橋雨水幹線整備工事	令和6年度から 令和12年度まで	30,000,000 千円
水再生センター・ポンプ場 改良工事	令和6年度	500,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 39,247,000 千円
- (3) 起債の方法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和5事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 7.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,210,765 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000 千円と定める。

令和5年度横浜市埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度横浜市埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 付帯工事及び管理一式

ア みなとみらい21埋立事業

イ 南本牧埋立事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	完 成 土 地 収 益			12,749,386 千円
第1項	営 業 収 益			12,659,230 千円
第2項	営 業 外 収 益			90,156 千円
		支	出	
第1款	完 成 土 地 費 用			10,458,660 千円
第1項	営 業 費 用			9,836,364 千円
第2項	営 業 外 費 用			602,296 千円
第3項	予 備 費			20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,290,404 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 **5,845,264 千円**

第1項 みなとみらい21
埋立事業収入 4,264 千円

第2項 南本牧埋立事業収入 5,841,000 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 **17,135,668 千円**

第1項 埋立事業費 1,241,404 千円

第2項 企業債償還金 15,874,264 千円

第3項 予 備 費 20,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、25,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(重要な資産の処分)

第7条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数 量	処分の 態 様
(1) 処分する資産	土地	みなとみらい21 埋立 地	21,000㎡	売 却

令和5年度横浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度横浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 1,970,000 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 407,808,000 m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 1,114,000 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水 道 事 業 収 益	93,853,824 千円
第1項	営 業 収 益	86,799,448 千円
第2項	営 業 外 収 益	7,054,376 千円
支 出		
第1款	水 道 事 業 費 用	84,860,634 千円
第1項	営 業 費 用	81,913,890 千円
第2項	営 業 外 費 用	2,861,744 千円
第3項	特 別 損 失	35,000 千円
第4項	予 備 費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 30,625,565 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 22,891,626 千円、建設改良積立金取崩額 2,148,952 千円、西谷浄水場再整備特別積立金取崩額 2,337,262 千円及び繰越利

益剰余金処分額 3,247,725 千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	水道事業資本的収入	20,619,534 千円
第1項	企業債	15,592,000 千円
第2項	出資金	2,175,000 千円
第3項	補助金	1,198,433 千円
第4項	分担金及び負担金	1,645,972 千円
第5項	その他資本的収入	8,129 千円

支 出

第1款	水道事業資本的支出	51,245,099 千円
第1項	建設改良費	40,078,596 千円
第2項	企業債償還金	11,096,151 千円
第3項	投資	39,352 千円
第4項	国庫補助金返還金	1,000 千円
第5項	予備費	30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設整備工事	令和6年度から 令和11年度まで	41,289,000 千円
水道施設維持管理	令和6年度	10,000,000 千円
給水タンク車製造	令和6年度	26,000 千円
給水サービスに係る業務委託	令和6年度から 令和9年度まで	16,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 配水管整備事業費及び基幹施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 14,022,000 千円
- | | |
|--------------------|---------------|
| 配水管整備事業費
充当企業債 | 11,636,000 千円 |
| 基幹施設整備事業費
充当企業債 | 2,386,000 千円 |
- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
- イ 起債の時期は令和5事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年7.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
- イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第8条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、58,956 千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち 3,247,725 千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金 3,247,725 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、700,000 千円と定める。

令和5年度横浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度横浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 供給事業所数 | 67 か所 |
| (2) 年間契約給水量 | 93,220,000 m ³ |
| (3) 1日当たり契約給水量 | 254,700 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	3,118,832 千円
第1項 営業収益	2,766,786 千円
第2項 営業外収益	352,046 千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,635,379 千円
第1項 営業費用	2,537,649 千円
第2項 営業外費用	80,730 千円
第3項 特別損失	10,000 千円
第4項 予備費	7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,386,977 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 1,015,944 千円、建設改良積立金取崩額 1,125,033 千円及び減債積立金取崩額 246,000 千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款 工業用水道事業資本的収入 1,318,900 千円

第 1 項 企 業 債 1,005,000 千円

第 2 項 国 庫 補 助 金 313,900 千円

支 出

第 1 款 工業用水道事業資本的支出 3,705,877 千円

第 1 項 建 設 改 良 費 3,454,378 千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 246,499 千円

第 3 項 国 庫 補 助 金 返 還 金 1,000 千円

第 4 項 予 備 費 4,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
-----	-----	-------

工業用水道施設整備工事	令和 6 年度	751,000 千円
-------------	---------	------------

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 起債の目的 | 工業用水道施設整備事業費に充てるため。 |
| (2) 限度額 | 1,005,000 千円 |
| (3) 起債の方法 | ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和 5 事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 |
| (4) 利率 | 年 7.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について |

て、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第8条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,704 千円である。

令和5年度横浜市自動車事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度横浜市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	車両数	年間走行キロ	年間輸送人員	1日平均輸送人員
(1) 一般乗合	790両	26,562,000 km	109,620,000 人	299,500 人
(2) 貸切	30両	760,000 km	1,859,000 人	5,100 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	自動車事業収益	20,703,965 千円
第1項	営業収益	19,536,680 千円
第2項	営業外収益	1,167,285 千円
支 出		
第1款	自動車事業費	21,628,901 千円
第1項	営業費用	20,868,214 千円
第2項	営業外費用	700,615 千円
第3項	特別損失	40,072 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 710,155 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 自動車事業資本的収入	2,166,355 千円
第1項 企 業 債	2,084,000 千円
第2項 国 庫 補 助 金	60,920 千円
第3項 県 補 助 金	10,072 千円
第4項 一 般 会 計 補 助 金	11,363 千円

支 出

第1款 自動車事業資本的支出	2,876,510 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,290,910 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	585,600 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
設 備 改 良 工 事	令 和 6 年 度	200,000 千円
設 備 管 理 委 託	令和6年度から 令和7年度まで	206,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 バス車両の購入費等に充てるため。
- (2) 限 度 額 2,084,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和5事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

(4) 利 率 年 7.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、711,673 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	車 両	バ ス 車 両	42両

令和5年度横浜市高速鉄道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度横浜市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 車 両 数 302 両 (54編成)
- (2) 年 間 走 行 キ ロ 36,384,000 km
- (3) 年 間 輸 送 人 員 206,169,800 人
- (4) 1 日 平 均 輸 送 人 員 563,300 人
- (5) 主 な 建 設 改 良 事 業 駅施設及び電路・機械設備等の改良事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、資金不足額の解消に充てるため、企業債（特別減収対策分）7,205,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益	47,725,094 千円
第1項 営 業 収 益	39,736,157 千円
第2項 営 業 外 収 益	7,988,937 千円

支 出

第1款 高速鉄道事業費	49,536,129 千円
第1項 営 業 費 用	45,077,429 千円
第2項 営 業 外 費 用	4,428,700 千円
第3項 予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収

入額が資本的支出額に対し不足する額22,525,846千円は、当年度分損益勘定留保資金等22,524,954千円で補填し、なお不足する額892千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収 入

第1款	高速鉄道事業資本的収入	25,551,590 千円
第1項	企 業 債	20,464,000 千円
第2項	一 般 会 計 出 資 金	3,543,000 千円
第3項	国 庫 補 助 金	7,000 千円
第4項	一 般 会 計 補 助 金	1,236,180 千円
第5項	そ の 他 収 入	301,410 千円

支 出

第1款	高速鉄道事業資本的支出	48,077,436 千円
第1項	建 設 改 良 費	18,275,899 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	29,801,537 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高 速 鉄 道 3 号 線 延 伸 事 業	令 和 6 年 度	160,000 千円
営 業 区 間 施 設 改 良 工 事	令 和 6 年 度 从 事 令 和 8 年 度 まで	8,000,000 千円
営 業 区 間 施 設 管 理 委 託	令 和 6 年 度 从 事 令 和 7 年 度 まで	1,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 高速鉄道建設改良費、元利償還及び資金不足に充てるため。
- (2) 限度額 22,541,000 千円
 建設改良費充当企業債 14,164,000 千円
 特例債 1,172,000 千円
 特別減収対策企業債 7,205,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 イ 起債の時期は令和5事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年7.0%以内
 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、40,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
3,511,893 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、170,000 千円と定める。

令和5年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市 民 病 院 事 業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	220,058 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	340,200 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	601 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,400 人

2 脳卒中・神経脊椎センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	94,308 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	42,830 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	258 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	176 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	27,450 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	8,680 人
(9) 1日平均短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	75 人

(10) 1 日 平 均 通 所
リハビリテーション等利用者数 28 人

3 みなと赤十字病院事業

(1) 病 床 数 634 床
 (2) 年 間 入 院 患 者 数 174,050 人
 (3) 年 間 外 来 患 者 数 285,000 人
 (4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数 476 人
 (5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数 1,173 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、市民病院事業費用のうち、旧病院解体工事費 870,460 千円の財源の一部に充てるため、企業債 870,000 千円を借り入れる。

収 入

第1款 市民病院事業収益	32,048,812 千円
第1項 医 業 収 益	29,545,367 千円
第2項 医 業 外 収 益	2,489,619 千円
第3項 特 別 利 益	13,826 千円
第2款 脳卒中・神経脊椎センター 事業 収 益	9,140,644 千円
第1項 医 業 収 益	6,703,632 千円
第2項 医 業 外 収 益	2,392,262 千円
第3項 研 究 助 成 収 益	20,000 千円
第4項 介 護 老 人 保 健 施 設 収 益	24,750 千円
第3款 みなと赤十字病院事業収益	2,037,937 千円
第1項 医 業 収 益	61,282 千円
第2項 医 業 外 収 益	1,896,655 千円
第3項 特 別 利 益	80,000 千円
合 計	43,227,393 千円

支 出

第1款	市民病院事業費用	33,407,067 千円
第1項	医 業 費 用	31,651,350 千円
第2項	医 業 外 費 用	380,257 千円
第3項	特 別 損 失	875,460 千円
第4項	予 備 費	500,000 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター 事業費用	9,440,601 千円
第1項	医 業 費 用	8,919,460 千円
第2項	医 業 外 費 用	158,018 千円
第3項	医 学 研 究 費 用	20,000 千円
第4項	介 護 老 人 保 健 施 設 費 用	42,258 千円
第5項	特 別 損 失	100,865 千円
第6項	予 備 費	200,000 千円
第3款	みなと赤十字病院事業費用	1,532,680 千円
第1項	医 業 費 用	999,725 千円
第2項	医 業 外 費 用	452,955 千円
第3項	特 別 損 失	80,000 千円
	合 計	44,380,348 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,190,344 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	市民病院事業資本的収入	1,469,219 千円
第1項	企 業 債	517,000 千円
第2項	一 般 会 計 負 担 金	947,419 千円

第3項	そ	の	他	4,800	千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業	資	本	的	収
					入
第1項	企	業	債	500,000	千円
第2項	一	般	会	計	負
				担	金
第3項	そ	の	他	10	千円
第3款	みなと赤十字病院事業	資	本	的	収
					入
第1項	企	業	債	275,000	千円
第2項	一	般	会	計	負
				担	金
第3項	一	般	会	計	補
				助	金
	合		計	4,730,371	千円
			支		出
第1款	市民病院事業資本的支出			2,573,177	千円
第1項	建	設	改	良	費
				517,000	千円
第2項	企	業	債	償	還
				金	1,951,137
第3項	投			資	5,040
				千円	
第4項	予		備	費	100,000
				千円	
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業	資	本	的	支
					出
第1項	建	設	改	良	費
				500,000	千円
第2項	企	業	債	償	還
				金	1,377,465
第3項	予		備	費	100,000
				千円	
第3款	みなと赤十字病院事業	資	本	的	支
					出
第1項	建	設	改	良	費
				285,000	千円
第2項	企	業	債	償	還
				金	2,085,073
	合		計	6,920,715	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市 民 病 院 建 物 総 合 管 理 業 務 委 託	令和6年度から 令和7年度まで	1,000,000 千円
市 民 病 院 物 品 管 理 業 務 委 託	令和6年度から 令和7年度まで	5,620,000 千円
市 民 病 院 洗 浄 滅 菌 ・ 手 術 室 等 補 助 業 務 委 託	令和6年度から 令和7年度まで	266,000 千円
市 民 病 院 医 学 研 修 経 費	令 和 6 年 度	20,000 千円
市 民 病 院 医 療 機 器 保 守 業 務 委 託	令和6年度から 令和9年度まで	692,000 千円
脳 卒 中 ・ 神 経 脊 椎 セ ン タ ー 医 学 研 修 経 費	令 和 6 年 度	10,000 千円
脳 卒 中 ・ 神 経 脊 椎 セ ン タ ー 施 設 管 理 委 託	令和6年度から 令和7年度まで	400,000 千円
脳 卒 中 ・ 神 経 脊 椎 セ ン タ ー 検 査 業 務 委 託	令和6年度から 令和7年度まで	270,000 千円
み な と 赤 十 字 病 院 救 急 外 来 拡 張 工 事 費	令和6年度から 令和7年度まで	320,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 施設整備工事費及び医療備品購入費等に充てるため。

(2) 限度額 2,162,000 千円

市民病院
建設改良費等充当企業債 1,387,000 千円

脳卒中・神経脊椎センター
建設改良費充当企業債 500,000 千円

みなと赤十字病院
建設改良費充当企業債 275,000 千円

(3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和5事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

(4) 利率 年 7.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,089,767千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、18,615,658千円と定める。